

御手傳大名方

長沢家Ⅳ
39

四万石の九百石は
市百石の千石

松平因幡守

男の百石は
市百石の千石

松平出羽守

男の百石は
市百石の千石

有馬玄蕃守

男の百石は
市百石の千石

松平左衛門守

男の百石は
市百石の千石

松平用斐守

男の百石は
市百石の千石

稲垣重光守

右 東海筋川之御手傳

御手傳

男の百石は
市百石の千石

藤堂玄蕃守

右名關東筋川之柳並後水手傳

云

しん付版

此乃九子大和之筋之文
永白之筋之文

藤堂紫守

九子大和之筋之文
永白之筋之文

松平紫守

右名東海遠筋川之柳並後水手傳

云

熱

此乃九子大和之筋之文
永白之筋之文

永白之筋之文

右名西野筋川之柳並後水手傳

云

【本文解読文】

御手傳大名方

四万四千九百八拾四兩 三拾貳万五千石

永百六拾貳文壹卜 松平因幡守

拾八万六千石

貳万六千百四拾七兩 松平出羽守

永四拾貳文貳卜

貳拾壹万石

貳万九千五百廿兩三分 有馬玄蕃頭

永百六文四卜

貳拾四万貳千石

貳万八千四百八拾兩貳分 松平土佐守

永九拾七文七卜

拾五万四千二百八拾八石

貳万千貳百六拾七兩壹分 松平甲斐守

永百三十七文三卜

三万石

四千貳百拾七兩三分 稻垣靄之丞

永拾五文貳卜

右者關東筋川之御普請御手傳

被 仰付候

貳万九千九百八拾壹兩 藤堂和泉守

永貳百九文壹卜

九千貳百五拾四兩三分 松平越後守

永百三拾七文八卜

右者東海道筋川御普請御手傳

被 仰付候

惣ノ拾九万三千八百五拾三兩壹分

永百五拾九文八卜

右之通四月十六日被

仰付候以上

【本文読み下し】

御手伝大名方

四万四千九百八拾四兩 三拾貳万五千石

永百六拾貳文壹卜 松平因幡守

拾八万六千石

貳万六千百四拾七兩 松平出羽守

永四拾貳文貳卜

貳拾壹万石

貳万九千五百廿兩三分 有馬玄蕃頭

永百六文四卜

貳拾四万貳千石

貳万八千四百八拾兩貳分 松平土佐守

永九拾七文七卜

拾五万四千二百八拾八石

貳万千貳百六拾七兩壹分 松平甲斐守

永百三十七文三卜

三万石

四千貳百拾七兩三分 稻垣靄之丞

永拾五文貳卜

右は関東筋川の御普請御手伝い

仰せ付けられ候

貳万九千九百八拾壹兩 藤堂和泉守

永貳百九文壹卜

九千貳百五拾四兩三分 松平越後守

永百三拾七文八卜

右は東海道筋川御普請御手伝い

仰せ付けられ候

惣べ拾九万三千八百五拾三兩壹分

永百五拾九文八卜

右の通り四月十六日

仰せ付けられ候 以上

【解説】

今回の出題は、ほとんど原文読みで、読み下しをする必要はありません。文意は川普請の幕府からの要請（この場合、差出は不明）で、関東筋と東海道筋の川浚いと堤防の普請でしょうか、夏の洪水対策を河水の枯渇する（水量の少ない）時期をもって、春先の草木が活気づく時を待ち各大名に容赦なく押し付けたいわば定例となっていた急ぎ働きです。指名された大名は藩の財政上迷惑なことで、願うことならば遠慮したいため、幕府重職の任にある役人を通して、多数工作をしますが、思うようにはいきません。川普請もやたら、堤防が決壊した、橋が流失したからといって簡単には修復することができません。幕府への届が必要となるからです。自領のことすら、このような調子ですから、人ごとではありません。ましてや他領での普請となると人足を集めなければなりませんし、その現地滞在費を含め、当該の領主に対しての気遣いや交渉など、その負担は幕府もちではありません。詰まるところ、領民に賦課をかけることになれば、一揆騒ぎに進展することは間違いありません。臨時の出費ですから江戸や京・大坂の大商人からの借金で賄います。この文書からは、その指示を受けた大名の資金調達や人足手配など右往左往する背景が忍ばれますが、残念なことに肝心の時期や請け負った大名の所在さえはつきりしません。稲垣羈之丞がただ唯一、手掛かりとなりますが、力不足におわりました。ご容赦ください。

一つの文書ですが、その内容の背景は複雑なものであることが読み取れれば、平易な文書あっても古文書学習の醍醐味であり、それを知ってもらえれば幸いです。さらに広げて『寛政重修諸家譜』や『國史大辞典』なども目を通すことをお勧めします。

【用語解説】

【普請】…土木工事のこと。建築物を含める場合もありますが、建物を修理・工作するのを作事さくじといえます。その責任者（長官）を作事奉行と言います。普請の場合、普請奉行。

【永】…一般には永楽銭の略称。近世に入り、年貢や物価の表示に使用。慶長十一年（一六〇六）、永楽銭の通用を禁止。永一貫文Ⅱ金一両Ⅱ鏹四貫文とした。幕領の一部で永高表示による検地が実施された。関東では畑作年貢は永高表示が続いた。金一両Ⅱ永一貫文Ⅱ米二石五斗替え。田を一とすると畑は六分の一。二石五斗の一石五斗が関東の畑永。のちに二石五斗の半分、一石二斗五升替えとなった。江戸後期、生糸・蚕種紙に対し手数料として冥加永が義務付けられています。一貫目十五匁、外国向けには三十匁。

【関東筋（川）】…勘定奉行の支配下に入ります。俗に関東四川は鬼怒川・小貝川・下利根川・江戸川を言い、東海道五川は大井川・酒匂川・天竜川・富士川・安倍川のことを言います。

※以下、前述の稲垣靄之丞がヒントになり、稲垣氏を調べてみましたら、それらしき人物が浮上しました。稲垣長剛ながたで文政二年（一八二三）から六年（一八一九）まで藩主として在位しています。ちなみに稲垣氏は初代稲垣長茂が伊勢崎藩主で、関ヶ原以前は大胡牧野氏の家老として桐生の新川を治めていました。この手掛かりをもとに普請に携わった大名を参考までに列記します。石高から推定しました。

【松平因幡守】…備前国岡山藩主で池田氏。藩主は斉政なりまさ。在位は寛政六年（一七九四）から文政十二年（一八二九）。

【松平出羽守】…出雲国松江藩主で松平氏。八代斉恒なりつね（在位は文化三年（一八〇六））文政五年（一八二三）か、九代斉貴なりたか（文政五年（一八二三））嘉永六年（一八五三））。

【有馬玄蕃頭】…筑後国久留米藩主で有馬氏。九代頼徳よりのりで在位は文化九年（一八一二）から天保十五年（一八四四）。

【松平土佐守】…土佐国高知藩主で山内氏。十二代豊資で文化六年（一八〇九）から天保十四年（一八四三）。

【松平甲斐守】…通常は、甲斐守は筑前国福岡の黒田氏の世襲任官と考えられますが、石高が五十二万石で余りにも違いすぎるため、調べなおしましたら、大和国郡山藩に柳沢氏が任官しています。柳沢氏は旧武田遺臣の系統で、五代将军徳川綱吉を補佐した柳沢吉保の流れです。藩主は保泰やすひろ。在位は文化八年（一八〇二）から天保九年（一八三八）。

【稲垣靄之丞】…前述の通り。志摩国鳥羽藩主。

【藤堂和泉守】…伊勢国安濃津の藤堂氏。高兌たかさわで在位は文化三年（一八〇六）から文政七年（一八二四）。

【松平越後守】…越後守への任官は、越後国高田城主の松平光長が有名ですが、改易後、越後守の名乗りは不明ですが、この文書には松平越後守が登場します。さて、誰なのでしょう？

引用は『古文書用語辞典』（柏書房）・『藩史事典』（秋田書店）ほか